

改正

# 安全運転管理者業務の解説②

## ～ 酒気帯び確認の時期(その1)～

酒気帯び確認の時期は、改正後の道路交通法施行規則第9条の10第6号に「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し」と規定され、いわゆる「運転前後」に実施するよう明示されました。

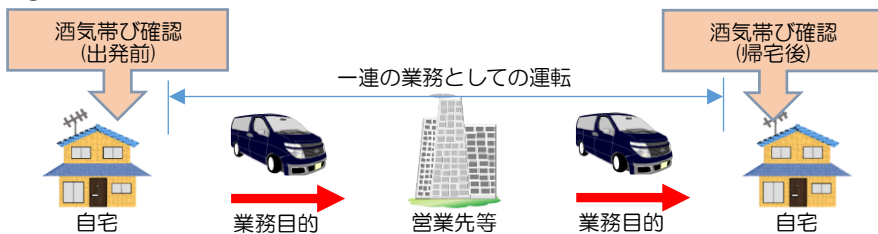
※ ここにいう「運転」とは、「業務目的の運転」のことで、「運転前後」とは「一連の業務としての運転」の前後をいいます。

### 【①出勤後に業務目的の運転をする場合の例】



※ 通勤は、業務目的の運転には当たりません。

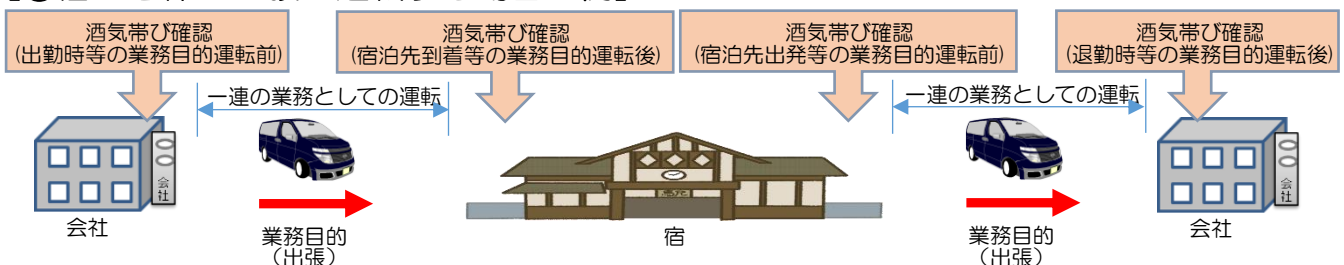
### 【②自宅から現場や営業先等へ直行・直帰する場合の例】



対面での確認でない場合は、電話などの運転者と直接対話できる方法により、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認する必要があります。(アルコール検知器使用の義務化後は、アルコール検知器による測定結果も確認しなければなりません。)



### 【③宿泊を伴う出張で運転する場合の例】



宿泊先等での確認は、②の場合と同様、電話などの運転者と直接対話できる方法により、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認する必要があります。(アルコール検知器使用の義務化後は、アルコール検知器による測定結果も確認しなければなりません。)  
 長期出張などで連泊する場合は、毎日の業務運転開始前後にこの確認を行う必要があります。



「酒気帯び確認の時期(その2)」に続きます